



ごうりてきはいいりよ ていきょう
「合理的配慮の提供」が
 れいわ ねんど ぎむか
令和6年度より義務化になります



ドアを開けてくれたり、
 ドアを押さえてくれると
 助かる。(当事者)

どうすればいいかわからない
 時は、聴いてほしい。柔軟な
 姿勢で対応してほしいです。
 (当事者)

ごうりてきはいいりよ ていきょう
「合理的配慮の提供」とは

しょう ひと しゃがい なか と のぞ もうしで
 障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くための申出
 があつたとき、しょう ひと じぎょうしゃなどはな あ とち たいおう
 があつた時に、障がいのある人と事業者等が話し合つて、共に対応
 さく けんとう おお ふたん はんい たいおう
 策を検討し大きな負担にならない範囲で対応することです。

ごうりてきはいいりよ こま こと し こと そうだん
 合理的配慮のことで、困つた事・知りたい事があればご相談ください。
 いしがきしょう しゅきんそうだんしえん
 石垣市障がい者基幹相談支援センター
 でんわ ぶあつくす
 TEL : 0980-87-9211 FAX : 0980-82-1580

